



2021年12月6日

各位

会社名	麒麟ホールディングス株式会社
代表者名	代表取締役社長 磯崎 功典 (コード番号 2503)
本社所在地	東京都中野区中野四丁目10番2号
問合せ先	コーポレートコミュニケーショ ン部長 堀 伸彦 (03-6837-7015)

ミャンマー事業の合弁解消に向けた当社の取り組みについて
(合弁解消に向け商事仲裁を提起)

麒麟ホールディングス株式会社(社長 磯崎功典、以下、当社)の子会社である麒麟ホールディングスシンガポール社(Managing Director 本多宏理、以下、KHSPL)は、12月6日(月)、ミャンマー事業における合弁パートナーであるMyanma Economic Holdings Public Company Limited(以下、MEHPCL)に対し合弁事業の提携解消を目的とした、シンガポール国際仲裁センターにおける商事仲裁(以下、本仲裁)を提起しました。

当社は、本年2月5日(金)、ミャンマーにおいて国軍が武力で国家権力を掌握した行動について遺憾の意を表明するとともに、当社のビジネス規範や人権方針に根底から反するものであること、また、福利厚生基金の運用会社として国軍と取引関係のあるMEHPCLとの合弁事業の提携を解消することを表明しました。

当社は、この方針に基づきMEHPCLとの間で合弁事業の提携解消について交渉を進める努力を重ねてきました。しかし、MEHPCLは交渉に非協力的で、当社の提案を拒否する姿勢を示しております。また、合弁解消公表後、ミャンマー現地でのさらなる政情不安・治安悪化・COVID-19の感染拡大によって交渉が遅延しており両社の協議に有意義な進捗はありません。

さらに、こうした中、MEHPCLからMyanmar Brewery Limited(以下、MBL)の会社清算を求める申し立て(以下、本申立)が2021年11月19日(金)付でヤンゴン西地区裁判所に対して行われました。合弁契約を無視し、ミャンマーの法令に違反する形で行われた不当な本申立に対し、当社は強く抗議すると同時に本申立の却下を求めていく方針について11月24日(水)付けで公表しており、係る措置として、KHSPLは、12月2日(木)付で、シンガポール高等裁判所より、MEHPCLに対して本申立に基づく手続の停止を命じる旨の決定(以下、本決定)を得ています。当社はMEHPCLに対して本決定を遵守するよう求めるとともに、ヤンゴン西地区裁判所に対しては、本決定も踏まえ、本申立を却下するよう求めていきます。

このような状況を踏まえ、当社では提携解消への強いコミットメントの下、その手続きが公正・適正に行われることを求め、MEHPCLとKHSPLの間の合弁契約に基づく本仲裁を提起しました。

ビール事業を通じてミャンマーの経済や社会に貢献することは今後も変わらず当社の目指すところであり、本仲裁を可及的速やかに進めるとともに、提携解消にあたっては現地従業員とその家族の生活や安全、取引先、顧客に最大限配慮しながら進めてまいります。

本仲裁によるMBLの事業活動及び当社の連結業績への特段の影響はありません。合弁解消に関する進展については、できる限り速やかにお知らせします。

以 上